

行方市開発行為等指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市における開発事業の施行に関し必要な基準等を定め、開発区域及びその周辺地域における災害を防止するとともに良好な市街地の形成を図るため、事業者に対し適切な公共・公益施設の整備を求め、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 開発事業 一団の土地の区画形質の変更に関する宅地等造成、特定工作物の建設をいう。
- (3) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
- (4) 事業者 開発事業を行う事業主(工事施工者及び管理者を含む。)をいう。
- (5) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する水利施設をいう。
- (6) 公益施設 教育施設、福祉施設、上水道、集会所、ごみ集積所その他居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。
- (7) 帰属 公共施設の用に供される土地の相互帰属及び単純帰属並びに公共施設の用に供される土地の寄附をいう。
- (8) 公共・公益施設 公共施設及び公益施設をいう。
- (9) 移管 開発に伴って整備された公共施設及び公益施設(以下これらを総称して「公共公益施設」という。)を、開発事業者が管理することとなる者に引き渡し、管理することとなる者がこれを受納することをいう。

(適用事業)

第3条 この告示は、本市において行う次の各号のいずれかに該当する開発事業について適用する。

- (1) 法第29条の規定に基づき開発許可を受けて行う開発行為
 - (2) 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱(昭和48年4月2日施行)の第3に掲げる土地開発事業。ただし、同要綱第3中「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)第2条の表22の項の規定により第1号から第22号までに掲げるすべての事務を処理することとされた市町村における土地開発事業(第9の1の規定による承認を受けたもののうち、第16の2の規定による交付を受けていないものを除く。)を除き」の規定については適用しない。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの告示の適用が必要と認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、法第29条第1項第2号から第11号までの規定に定める開発事業は、この告示を適用しない。
- 3 隣接地において1年以内に工事を施工する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、先行する開発行為等の区域と当該隣接地の面積を合算して第1項

各号に規定する行為のいずれかに該当するときは、原則として全体を一体の開発行為等とみなしこの告示を適用する。

- (1) 開発事業者又は土地所有者が実質的に同一であること。
- (2) 公共公益施設の一体的土地利用があること。

(事前協議)

第4条 前条に該当する開発事業を行おうとする事業者は、あらかじめ市長に開発事業事前協議申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)に別表第1に定める図書を添付して提出し、当該開発行為における公共・公益施設の設計、維持管理等について協議し、同意を得なければならない。

- 2 市長は、前項の協議が整い、同意する場合には、開発事業事前協議完了通知書(様式第5号。以下「通知書」という。)を事業者へ交付するものとする。
- 3 法第32条の協議を必要とする開発行為については、申出書の提出により、同条の協議の申出を兼ねるものとし、通知書をもって法第30条第2項に定める書面とみなすものとする。

(事業の周知)

第5条 事業者は、当該開発区域内の見やすい場所に開発計画の概要を示す公開掲示板(様式第6号)を設置し、近隣住民に広く周知を図らなければならない。なお、掲示期間は、前条第1項の申出を行った日から工事完了までの期間とする。

- 2 前条の規定による同意を受けた事業者は、前項により設置した公開掲示板にその内容を掲示しなければならない。

(協定書)

第6条 市長は、第4条の規定に基づき申出された開発事業に関し、事業者と協議が整った場合には、事業者と開発事業協定書(様式第7号。以下「協定書」という。)を締結する。

(取下届及び取止届)

第7条 事業者は、第4条第1項に規定する事前協議中に当該開発事業を取り止めるときは、開発事業事前協議取下書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、第4条第2項の通知を受けた後に当該開発事業を取り止めるときは、開発事業計画取止届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(覚書の交換)

第8条 市長は、この告示に基づき事業者と協議し合意に達した事項のうち、特に必要と認める内容について、事業者と覚書を交換することができる。

(有効期間)

第9条 事業者は、第4条第2項の通知を受けた日から起算して1年を経過した日においても、正当な理由なく事業の実施に必要な法に基づく開発許可、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認等の申請を行っていない場合には、当該通知に係る事前協議はその効力を失うものとし、事業者は改めて同条第1項の事前協議を行わなければならない。

- 2 市長は、申出書の受付日から起算して3か月を経過した日においても、正当な理由がなく事業者の手続が停滞している場合には、事業者に対して当該開発行為を実施する意思の有無を確認し、図書等の返戻をすることができる。

(報告、勧告等)

第 10 条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、事業者、設計者又は工事施工者に対し報告又は資料の提出を求め、必要な勧告を行うことができる。

(上位計画との整合)

第 11 条 事業者は、開発事業を計画するに当たり、国、県及び市の定めた土地利用計画、都市計画並びに公共・公益施設に関する計画に当該計画を整合させなければならない。

(事業実施期間)

第 12 条 開発事業(工区を分けたときは工区ごと)の実施期間は3年以内とし、事業者はその期間内に買収、造成等一連の事業を完了させるよう努めるものとする。ただし、期間内に完了しない場合は、市長と協議するものとする。

(補償又は原状回復等)

第 13 条 事業者は、開発行為等の施行過程において自らの責めに帰すべき事由により開発区域内及びその周辺の公共施設、住民、農作物等に被害を与えたときは、事業者及び工事施行者の責任において直ちに補償又は原状回復等の適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、開発行為等の工事完了後において、当該開発行為等に起因して住民等からの苦情又は紛争等が生じたときは、その処理の解決に積極的に努めなければならない。

(事業説明会)

第 14 条 事業者は、近隣住民から要望があった場合は、必要に応じて当該開発計画の説明会を開催し、その内容を近隣住民説明会報告書(様式第 10 号)をもって、市長に報告しなければならない。

(埋蔵文化財)

第 15 条 事業者は、開発事業を行う場合において、開発区域及びその周辺地域に文化財若しくは周知遺跡があるとき、又は埋蔵文化財が包蔵されていると推測されるときは、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)その他関係法令等を遵守し、事前に市と協議し、発掘調査、保存等について、市及び関係機関に協力するとともに、発掘調査及び保存等に要する費用等を負担しなければならない。

2 事業者は、開発事業の施行に際しこれらを発見した場合は、工事を中止し、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(環境保全)

第 16 条 事業者は、開発事業を行うときは、周辺の住環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、相隣関係を損なわないように努めるものとする。

2 事業者は、開発区域及びその周辺地域の環境を保全するため、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保全、表土の保全、その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(工事着手)

第 17 条 事業者は、第 4 条第 2 項の規定による同意を受けた開発事業に関して工事を施行する場合には、工事着手届出書(様式第 11 号)に工程表(様式第 12 号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(工事の施行)

第 18 条 事業者は、関係法令及びこの告示を遵守し、開発事業区域周辺住民との間に紛争

又は公害等が生じた場合は、事業者の責任において誠意をもってその解決に努めなければならない。

- 2 事業者は、工事施行期間中は次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 土砂搬入又は搬出を伴う場合は、あらかじめ道路管理者及び関係機関と協議の上、必要な安全施設を設置し、事故防止に万全を期するものとする。なお、事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決するものとする。
 - (2) 資材等の搬入路として使用する道路が狭隘であると市長が認めるときは、危険防止のために必要な措置を講じること。
 - (3) 開発事業区域内及びその周辺に出水、土砂崩れ等の被害を及ぼすことのないよう適切な措置を講じること。
- 3 事業者は、工事施行の過程において事業者の責に帰すべき理由により開発事業区域周辺等に被害を及ぼした場合は、速やかに原状を修復し、補償に当たるものとする。
(工事の変更及び廃止)

第 19 条 事業者は、第 4 条第 2 項に基づく通知を受けた後、開発事業計画を変更するときは、改めて同条第 1 項の事前協議を行わなければならない。ただし、帰属予定公共施設に係わらない軽微な変更については、この限りでない。

- 2 事業者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をするときは、速やかに開発事業計画変更届出書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。ただし、法第 35 条の 2 第 3 項に基づく変更届を提出した場合は、この限りでない。
- 3 事業者は、当該開発事業に関する工事を廃止する場合は、災害の防止や適切な安全策を講じ、開発事業廃止届出書(様式第 14 号)を市長に提出しなければならない。
(工事の検査)

第 20 条 事業者は、帰属予定公共施設について、工事の進捗状況により、中間検査を受けなければならない。

- 2 事業者は、開発区域等に係る工事が完了したときは、完了検査を受けなければならない。
- 3 前 2 項の検査を受けようとするときは、工事検査(中間・完了)依頼書(様式第 15 号)により、市長に検査を依頼しなければならない。ただし、完了検査について法第 36 条第 1 項に基づく開発許可の工事完了届を提出した場合は、この限りでない。
- 4 市長は、工事がこの告示の規定に違反して施行されたときは、当該開発事業の事業者等に対して、当該工事の停止又はその違反を是正するために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 5 市長は、完了検査の結果、当該開発事業が第 4 条第 2 項による同意の内容に適合しているときは、遅滞なく、検査済証(様式第 16 号)を事業者に交付しなければならない。ただし、法第 36 条第 2 項に基づく検査済証の交付がされる場合は、この限りでない。
(施設等の負担)

第 21 条 公共・公益施設の整備費用については、事業者の負担とする。

- 2 市長は、開発事業の内容によって近隣に施行される公共事業により、事業者が特に利益を受ける場合は、その受益の程度に応じて必要な負担を求めることができるものとする。
(管理及び帰属の時期)

第 22 条 前条の公共・公益施設及びその用に供する土地は、法第 36 条第 3 項の公告の日

の翌日又は法第 21 条第 5 項の検査済証交付の日の翌日において、本市の管理に属し、又は帰属するものとする。

2 公共・公益施設に関する管理及び帰属については、別表第 3 によるものとし、土地の所有権移転の登記が完了するまでの間は、事業者が管理するものとする。

(帰属の方法)

第 23 条 本市への土地の帰属の方法は、分筆の上事業者からの無償譲渡によるものとする。
(管理及び帰属図書の提出)

第 24 条 事業者は、公共・公益施設管理帰属願(様式第 17 号)に、公共公益施設に係る管理引継ぎ及びその用に供する土地の帰属に必要な図書を添付の上、完了検査後速やかに市長に提出しなければならない。

2 事業者は、本市に帰属することとなる公共・公益施設用地について、抵当権その他の所有権の完全な行使を阻害する権利が登記されている場合は、その権利の全ての抹消登記を行った上、前項による図書を提出しなければならない。

(帰属同意及び所有権の取得)

第 25 条 事業者は、本市に帰属することになる公共・公益施設用地について、事業者以外の者の所有権、抵当権等を有する者から、第 6 条の規定に基づく協定書を締結する日までに、帰属同意を得なければならない。

2 事業者は、本市に帰属することになる公共・公益施設用地を、事業者以外の者が所有している場合は、原則として公共・公益施設に係る工事に着手する日までに、当該土地の所有権を取得するよう必要な措置を講じなければならない。

(公共・公益施設の管理及び帰属の引継ぎ)

第 26 条 市長は、公共公益施設に係る管理引継ぎ及び帰属の手続が完了した場合は、速やかに公共・公益施設管理帰属引継完了通知書(様式第 18 号)により、事業者に通知するものとする。

(瑕疵担保)

第 27 条 事業者は、第 22 条の規定に基づき市に管理又は帰属した公共公益施設の瑕疵担保期間は、重大な瑕疵を除き、同条第 1 項の規定により管理又は帰属がされた日から 2 年間とし、その間に当該瑕疵によって生ずる損害については、事業者が、これを補償しなければならない。

(地位の承継)

第 28 条 第 4 条の規定による開発事業の同意を得た者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該同意に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに地位承継届出書(様式第 19 号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、行方市都市計画法開発行為等の規制に関する施行細則第 20 条第 1 項に基づく開発行為許可承継届書を提出した場合は、この限りでない。

3 第 4 条の規定による開発事業の同意を得た者から、当該開発区域内の土地の所有権その他開発事業に関する工事を施行する権限を取得した者は、市長の同意を受けて、当該同意を得た者が有していた当該同意に基づく地位を承継することができる。

4 前項に規定する地位の承継を受けようとする者は、地位承継同意申出書(様式第 20 号)

に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申出に同意するときは、地位承継同意書(様式第 21 号)により通知するものとする。

(申出書等の提出部数)

第 29 条 この告示に定める申出書等の提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とする。

(補則)

第 30 条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

開発事業事前協議申出書添付書類

書類の部

- 1 委任状
- 2 確約書
- 3 公共施設の帰属及び管理等に関する書類(様式第 2 号)
- 4 開発事業施行同意書(土地所有者, 抵当権者等)(様式第 3 号)
- 5 登記簿謄本(開発区域)
- 6 事業計画概要書(店舗・事務所・工場等, 自己の業務用のみ)
- 7 開発事業に関する協議報告書(様式第 4 号)
- 8 各許可申請書写又は許可書
- 9 会社登記簿謄本・定款
- 10 会社概要(店舗・事務所・工場等, 自己の業務用のみ)
- 11 その他必要と認める書類で指示するもの

図面の部(内容については別表第 2 による)

- 1 開発区域位置図
- 2 開発区域公図写
- 3 土地利用現況図
- 4 土地利用計画図
- 5 造成計画平面図
- 6 造成計画断面図
- 7 排水計画図
- 8 給水計画図(排水計画図と兼用可)
- 9 消防水利図(土地利用計画図と兼用可)
- 10 崖の断面図
- 11 擁壁の断面図及び構造図
- 12 各種構造物詳細図
- 13 予定建築物平面図・立面図
- 14 地籍測量図

別表第2(第4条関係)

添付図面説明書

図書の種類	明示すべき事項
開発区域位置図 (1/2,500)	・ 開発区域の位置
開発区域公図写 (1/500)	・ 開発区域内及び隣接地の地番並びにその区域 ・ 開発区域内及び隣接地の地目・地積・所有者の住所氏名
土地利用現況図 (1/500)	・ 開発区域の境界, 開発区域及びその周辺の地形・公共施設
土地利用計画図 (1/500)	・ 開発区域の境界, 公共施設及び予定建築物の位置・形状, 予定建築物の用途, 公益施設の位置及び規模
造成計画平面図 (1/500)	・ 開発区域の境界, 切土・盛土部分, 崖又は擁壁の位置, 道路の位置・形状・幅員・勾配, 宅地の地盤高・面積 ・ 隣接地の地盤高, 道路計画
造成計画断面図 (1/500)	・ 切土又は盛土する前後の地盤面・縦横断面 ・ 断面箇所は造成計画平面図に記入
排水計画図 (1/500)	・ 排水区域の区域界, 排水施設の位置・種類・材料・形状・内のり・寸法・勾配・流下方向・吐け口の位置・放流先の名称 ・ 排水計画の算定資料を添付(雨水・汚水の流量計算書等)
給水計画書 (1/500)	・ 給水施設の位置・形状・寸法, 取水方法, 消火栓の位置
消防水利図 (1/500)	・ 消防活動スペース, 消防水利(貯水槽・消火栓等)の位置
崖の断面図 (1/50)	・ 開発区域及びその周辺地域における崖の高さ, 勾配及び擁壁で覆わない崖面の土質, 切土又は盛土する前の地盤面・崖面の保護の方法
擁壁の断面図及び構造図 (1/50)	・ 擁壁の寸法・勾配, 擁壁の材料の種類・寸法, 裏込めコンクリートの寸法, 浸水層の位置・寸法, 水抜穴の位置・材料・内径, 基礎地盤の土質, 基準杭の位置・材料・寸法
各種構造物詳細図 (1/50)	・ 排水施設・道路・ごみ集積所等の各構造・寸法・材料等
予定建築物平面図及び立面図 (1/200)	・ 予定建築物の形状・高さ・面積
地積測量図 (1/500)	・ 開発区域の求積, 用地利用区分ごとの求積

別表第3(第24条関係)

公共・公益施設の帰属及び維持管理表

施設名称		所属	管理
道路	用地	行方市	
	施設	行方市	行方市
公園	用地	行方市	
	施設 ※3	自治会等	自治会等
緑地	用地	行方市	自治会等
	施設		
集会施設	用地	行方市	
	施設	自治会等	自治会等
保育所	用地	行方市	
	施設		
調整池(浸透池)	用地	行方市 ※4	
	施設 ※6	自治会等	自治会等
給水施設	用地		
	施設	行方市	行方市
污水处理施設	用地	行方市	※5
	施設	自治会等	自治会等
公共下水道管	用地		
	施設	行方市	行方市
ガス施設	用地	ガス会社	
	施設	ガス会社	ガス会社
交通安全施設	用地		
	施設	行方市	行方市
消防施設	用地	行方市 ※4	
	施設	行方市 ※4	行方市
ごみ集積所	用地	行方市	
	施設	自治会等	自治会等
保安施設	用地		
	施設	行方市	自治会等

注意事項

- ※1 この表に定めのない施設等については、市長と別途協議するものとする。
- ※2 自治会等とは、自治会又は事業者等をいう。
- ※3 公園施設とは、公園遊具等を指す。
- ※4 自己の業務用、共同住宅等の開発事業にあつては事業者とする。
- ※5 機能的な管理(清掃・草刈り・樹木の剪定及び処分等)は、自治会等で行うものとする。
- ※6 雨水を排水するためのポンプ等を含む。

様式第1号(第4条関係)

開発事業事前協議申出書

年 月 日

宛先 行方市長

住所
 申出者 氏名
 電話番号

行方市開発行為等指導要綱第4条の規定により、次の開発事業について協議します。

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称							
用 途 地 域							
工事施工者の住所及び 氏 名							
開 発 区 域 の 面 積 (m ²)	宅地	田	畑	山林	その他	合計	
開 発 の 用 途							
計 画 戸 数 ・ 人 口	戸 人						
工事の着手予定年月日	年 月 日						
工事の完了予定年月日	年 月 日						
土 地 利 用 計 画	種別		面積	比率	備考		
	宅 地 用 地						
	公 共 施 設	道 路			W= L=		
		公 園 緑 地					
		そ の 他					
	小 計						
	公 益 施 設						
	そ の 他						
		小 計					
合 計							

備考

1 「開発区域の面積」の欄は、小数点以下第2位まで記載すること。

様式第2号(第4条関係)

公共施設の帰属及び管理等に関する書類

開発事業により設置される公共施設

種類	概要			用地の 帰属先	管理者	摘要
	幅員寸法	延長	面積			

備考

- 1 つの公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合には、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。
- 「概要」欄には公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設には面積のみを、上下水道管渠については、寸法及び延長を記載すること。

様式第4号(第4条関係)

開発事業に関する協議報告書

種別	協議先／担当者	協議年月日	協議内容及び結果

様式第5号(第4条関係)

開発事業事前協議完了通知書

第 号
年 月 日

住所
申出者 氏名 様

行方市長 印

年 月 日付け、協議申出のあった開発事業については次のとおり事前協議が完了したので、行方市開発行為等指導要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

開発事業概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 開発の用途	
	4 工事施工者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	
	6 工事完了予定年月日	
	7 その他の事項	
同意番号	第 号	
完了に付した条件		

様式第6号(第5条関係)

公開掲示板
開発事業計画のお知らせ

事業の名称		
区域の地名・地番	行方市	
区域の面積	m ²	
予定建築物の用途		
計画戸数	戸	
工事の予定	工事着手予定	年 月 日
	工事完了予定	年 月 日
事業者の住所・氏名	電話番号	
設計者(代理人)住所・氏名	電話番号	
工事施工者住所・氏名	電話番号	
公開掲示板設置日	年 月 日	
<p>近隣住民の皆様へ</p> <p>この掲示板は行方市開発行為等指導要綱第5条第1項の規定により、設置したものです。</p> <p>開発事業計画については、次の連絡先にお問い合わせください。</p> <p>連絡先</p> <p>担当者 電話番号</p> <p>同意年月日・番号</p> <p>年 月 日 第 号</p>		

- 備考 1 縦 50 センチメートル以上、横 60 センチメートル以上とする。
2 木版、プラスチック板その他これらに類するものとする。

様式第7号(第6条関係)

開発事業協定書

行方市長 (以下「甲」という。)と事業者 (以下「乙」という。)は、行方市で行う開発事業について行方市開発行為等指導要綱第6条の規定に基づき協定を締結する。

(基本原則)

第1条 乙及び工事施工者(下請人も含む。)は、開発事業に当たり、行方市開発行為等指導要綱等によるもののほか一切の関連法規を遵守し、開発区域及びその周辺地域の環境保全に努めるとともに、地域の発展に寄与するよう事業を遂行するものとする。

(公共・公益施設等の帰属)

第2条 乙は開発区域内の公共・公益施設の用地については、行方市開発行為等指導要綱第20条第5項による検査済証交付の日の翌日から甲に無償で帰属するものであり、帰属に必要な関係書類を乙は甲に提出し、その手続は甲によって行うものとする。

2 甲が乙より帰属を受けるものは、当該開発事業で設置をした施設で別紙一覧表に記載された公共・公益施設とする。

(公共・公益施設の管理)

第3条 甲に帰属することとなる公共・公益施設の管理引継ぎの時期は、工事完了検査後甲乙合意した日とする。

2 甲が管理引継ぎを受けない公共・公益施設については、開発した区域に居住する者(以下「丙」という。)の費用負担等で維持管理する旨を、乙は宅地及び分譲住宅販売に際し丙に文書で明確にし、その写しを甲に提出すること。なお、丙が維持管理する公共・公益施設については、丙に引き継ぐまでは、乙が管理するものとする。

(所有権移転後の責務)

第4条 乙は、開発区域の全てを第三者に譲渡した後においても、責務が残存するものとし、万一開発区域から行方市又は近隣住民に対し被害を与える事態が発生したときは甲、乙及び丙との協議の上、その処理に当たらなければならない。

(趣旨の徹底)

第5条 乙は、この協定が工事施工者及び丙にも影響を及ぼすことから、協定書の内容を十分周知徹底させるものとする。

(補則)

第6条 この協定に定めのない事項について、別に定める必要が生じた場合、その他やむを得ない理由により協定書の内容を変更する場合には、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定書は、乙の開発事業について協定が成立したことの証として、本書2通を作成し、各々記名押印の上、甲、乙壱通を保有する。

年 月 日

(甲)茨城県行方市麻生 1561 番地 9
行方市長

(乙)

様式第8号(第7条関係)

開発事業事前協議取下書

年 月 日

宛先 行方市長

住所
届出者 氏名
電話番号

行方市開発行為等指導要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

受付年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
取り止めの理由	

様式第9号(第7条関係)

開発事業計画取止届出書

年 月 日

宛先 行方市長

住所
届出者 氏名
電話番号

行方市開発行為等指導要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

同意年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
取り止めの理由	

様式第 10 号(第 14 条関係)

近隣住民説明会報告書

年 月 日

宛先 行方市長

住所
申出者 氏名
電話番号

行方市 地内において行う 事業について、行方市開発
行為等指導要綱第 14 条の規定に基づき、近隣住民に対し説明会を実施しましたので、次の
とおり報告します。

なお、この記載内容は事実と相違ありません。

- 1 近隣住民説明会
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 出席人数
- 5 説明側の出席者
- 6 配布資料

※ 添付資料

- 1 質疑応答書
- 2 説明会出席者名簿
- 3 配布資料

様式第 11 号(第 17 条関係)

工事着手届出書

年 月 日

宛先 行方市長

住所
届出者 氏名
電話番号

行方市開発行為等指導要綱第 17 条の規定により，次のとおり工事着手をいたしますので
届け出ます。

記

同意年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地域の名称	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
工事施工者	住所 名称 氏名 電話番号
現場管理者	住所 氏名 電話番号
設計者	住所 名称 氏名 電話番号

様式第 13 号(第 19 条関係)

開発事業計画変更届出書

年 月 日

宛先 行方市長

住所
届出者 氏名
電話番号

行方市開発行為等指導要綱第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

同意年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

備考

- 1 計画変更の内容を明らかにした図面等を添付すること。

様式第 14 号(第 19 条関係)

開発事業廃止届出書

年 月 日

宛先 行方市長

住所
届出者 氏名
電話番号

行方市開発行為等指導要綱第 19 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

同意年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地域の名称	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

様式第 15 号(第 20 条関係)

工事検査(中間・完了)依頼書

年 月 日

宛先 行方市長

住所
届出者 氏名
電話番号

行方市開発行為等指導要綱第 20 条第 3 項の規定により、次のとおり検査を願いたく届け
出ます。

記

同意年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地域の名称	
検査施設名	
工事施工者	住所 名称 氏名 電話番号
現場管理者	住所 氏名 電話番号
※検査年月日	年 月 日 AM・PM ~

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第 16 号(第 20 条関係)

検査済証

第 号
年 月 日

住所
申出者 氏名 様

行方市長 印

次の開発事業に関する工事は、 年 月 日に検査の結果、行方市開発行為等
指導要綱第 4 条第 2 項の規定による開発同意の内容に適合していることを証明します。

記

同意年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地域の名称	
事業者の住所・氏名	
検査済年月日・番号	年 月 日 第 号

様式第 17 号(第 24 条関係)

年 月 日

宛先 行方市長

住所
事業者 氏名
連絡先

住所
代理人 氏名
連絡先

公共・公益施設管理帰属願

行方市開発行為等指導要綱第 24 条第 1 項の規定により，次のとおり行方市に公共・公益施設の管理を引継ぎし，その供する土地を帰属いたします。

1 公共・公益施設

施設名	規模・構造・その他	施設の所在地	備考

2 公共・公益施設の用に供する土地

用途	所在	地目	地籍	備考
添付書類	公図の写し，土地明細書，地積測量図，登記事項証明書，登記承諾書，印鑑証明書，各施設関連図面，求積図(施設用地)，確定測量図			

様式第 18 号(第 26 条関係)

年 月 日

様

行方市長

印

公共・公益施設管理帰属引継完了通知書

年 月 日付けで提出された次の公共・公益施設管理については、引継ぎが完了しましたので、行方市開発行為等指導要綱第 26 条の規定により通知します。

1 開発区域の所在

2 公共・公益施設

施設名	規模・構造・その他	施設の所在地	備考

3 公共・公益施設の用に供する土地

用途	所在	地目	地籍	備考

様式第 19 号(第 28 条関係)

地位承継届出書

年 月 日

宛先 行方市長

住所
届出者 氏名
電話番号

行方市開発行為等指導要綱第 28 条第 2 項の規定により、同意に基づく地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

記

同意年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
承継を受けた者の住所・氏名	住所 氏名 電話番号
承継年月日	年 月 日
承継理由	

様式第 20 号(第 28 条関係)

地位承継同意申出書

年 月 日

宛先 行方市長

届出者 開発同意を受けた者
住所
氏名
電話番号

行方市開発行為等指導要綱第 28 条第 4 項の規定による同意を受けたいので、次のとおり申し出ます。

記

同意年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
申出理由	

様式第 21 号(第 28 条関係)

地位承継同意書

第 号
年 月 日

住所
申出者 氏名 様

行方市長 印

年 月 日付け, 申出のあった地位承継申出については, 次のとおり同意したので, 行方市開発行為等指導要綱第 28 条第 5 項の規定により通知します。

記

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
地位を承継する者の 住 所 ・ 氏 名	住所 氏名 電話番号